

議案第 25 号

杉並区立子供園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 16 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立子供園条例の一部を改正する条例

杉並区立子供園条例（平成 21 年杉並区条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

杉並区立高井戸西子供園	杉並区高井戸西三丁目 15 番 4 号
杉並区立西荻北子供園	杉並区西荻北一丁目 19 番 22 号

附 則

- この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例（昭和 44 年杉並区条例第 36 号）は、廃止する。
- この条例による改正後の杉並区立子供園条例別表第 1 に規定する杉並区立高井戸西子供園及び杉並区立西荻北子供園の入園の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 杉並区職員定数条例（昭和 29 年杉並区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び幼稚園」を削る。

第 4 条第 1 項中「並びに」を「及び」に、「学校及び幼稚園」を「学校」に、「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に改め、「及び幼稚園教育職員」を削る。
- 杉並区職員の給与に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

- 第1条第2項中「杉並区立幼稚園（」及び「を含む。）」を削る。
- 6 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。
- 第1条第2項中「杉並区立幼稚園（」及び「を含む。）」を削る。
- 7 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。
- 第2条中「杉並区立幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）」を「杉並区立子供園（以下「子供園」という。）」に改める。
- 第5条第2項及び第7条第4項中「幼稚園」を「子供園」に改める。
- 8 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。
- 第2条中「杉並区立幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）」を「杉並区立子供園（以下「子供園」という。）」に改める。
- 第15条第3項及び第17条第2項中「幼稚園」を「子供園」に改める。
- 9 杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。
- 第2条中「杉並区立幼稚園（」及び「を含む。以下「幼稚園」という。）」を削る。
- 第5条第2項第1号中「幼稚園行事」を「杉並区立子供園の行事」に改める。
- 10 杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。
- 本則中「幼稚園、」を削る。
- 別表1の項を削り、同表2の項を同表1の項とし、同表3の項を同表2の項とし、同表4の項を同表3の項とする。
- 11 杉並区立済美教育センター条例（昭和39年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第1号中「幼稚園、」を削り、「特別支援学校」の次に「並びに杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）に規定する子供園」を加える。

(提案理由)

子供園 2 箇所の設置に伴い、その名称及び位置を定める等の必要がある。

新 条 例	旧 条 例
<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))並びに_____杉並区立子供園_____の園長及び教員に限る。)の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))並びに<u>杉並区立幼稚園(杉並区立子供園を含む。)</u>の園長及び教員に限る。)の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p>

附則第6項による改正(杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))並びに_____杉並区立子供園_____の園長及び教員に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。))並びに<u>杉並区立幼稚園(杉並区立子供園を含む。)</u>の園長及び教員に</p>

限る。)の勤務時間、休日、休暇等に関して、別に条例で定める。

限る。)の勤務時間、休日、休暇等に関して、別に条例で定める。

附則第7項による改正(杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、幼稚園教育職員(以下「職員」という。)とは、<u>杉並区立子供園(以下「子供園」という。)</u>の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。</p> <p>(週休日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該<u>子供園</u>の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、幼稚園教育職員(以下「職員」という。)とは、<u>杉並区立幼稚園(杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。)</u>の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。</p> <p>(週休日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該<u>幼稚園</u>の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、</p>

人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（休憩時間）

第7条 略

2及び3 略

4 前3項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該子供園の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができる。

人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（休憩時間）

第7条 略

2及び3 略

4 前3項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができる。

附則第8項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（職員の定義）</p> <p>第2条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、<u>杉並区立子供園</u>（以下「<u>子供園</u>」という。）の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（職員の定義）</p> <p>第2条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、<u>杉並区立幼稚園</u>（<u>杉並区立子供園を含む。以下「<u>幼稚園</u>」という。</u>）の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p>

3 子供園を異にする異動又は在勤する子供園の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で教育委員会規則で定めるもののうち、当該異動又は子供園の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4～7 略

第17条 略

2 教員特殊業務手当は、職員が子供園

3 幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で教育委員会規則で定めるもののうち、当該異動又は幼稚園の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4～7 略

第17条 略

2 教員特殊業務手当は、職員が幼稚園

附則第10項による改正（杉並区立学校設置条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
杉並区に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める_____小学校、中学校及び特別支援学校を別表のとおり設置する。	杉並区に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める <u>幼稚園</u> 、小学校、中学校及び特別支援学校を別表のとおり設置する。

附則第11項による改正（杉並区立済美教育センター条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（事業）</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1） 学校（杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）に規定する_____小学校、中学校及び特別支援学校並びに杉並区立<u>子供園</u>条例（平成21年杉並区条例第42号）に規定する<u>子供園</u>をいう。）の経営支援及び教育に関する調査研究に関すること。</p> <p>（2）～（5） 略</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1） 学校（杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）に規定する<u>幼稚園</u>、小学校、中学校及び特別支援学校_____をいう。）の経営支援及び教育に関する調査研究に関すること。</p> <p>（2）～（5） 略</p>